

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



NO.762



今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

- 事業主の皆様へ
社会保険適用関係の各種届はお早めにご提出を!! 2
- 65歳未満の年金受給者の皆様へ 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- 療養費 4~5

●佐賀県社会保険協会

- 平成25年度 社会保険事務講習会のごあんない 6
- 皆様の職場へ講師を派遣いたします! 7

○年金相談窓口開設等のご案内 8

○街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)をぜひご利用ください 8

●社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

事業主の皆様へ

社会保険適用関係の各種届は お早めにご提出を!!

社会保険適用に関する各種届について、期限等を今一度確認していただき、届出が遅れたり忘れたりすることがないようにお願いします。

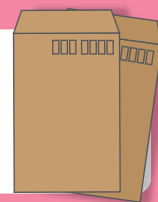
どういつきに	なにを(届出種類)	いつまでに	だれが
従業員を採用したとき	被保険者資格取得届	5日以内	事業主
被保険者が退職したとき、亡くなったとき	被保険者資格喪失届	5日以内	事業主
被扶養者について変更があったとき	被扶養者異動届	5日以内	被保険者(事業主経由)
固定的賃金の変動に伴う、報酬の大幅な変更があったとき	被保険者報酬月額変更届	固定的賃金の変動月以後3ヶ月分の報酬の支払い後すみやかに	事業主
賞与等を支給したとき	被保険者賞与支払届総括表 被保険者賞与支払届	5日以内	事業主
氏名に変更があったとき	被保険者氏名変更(訂正)届	すみやかに	事業主
住所を変更したとき	被保険者住所変更届	すみやかに	事業主

詳細は、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)「申請様式一覧」に掲載しております。

各種適用関係届書の送付先

資格取得届・資格喪失届・被扶養者異動届・賞与支払届・算定基礎届・月額変更届など適用関係の各種届書を提出される場合は、以下の所在地へ直接送付いただきますようお願いいたします。

〒840-8530 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F
日本年金機構 佐賀事務センター



佐賀事務センターは駐車場(駐車券)がございませんので届出等をご郵送いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

65歳未満の年金受給者の皆様へ

65歳未満の方が受給されている老齢厚生年金と雇用保険の失業給付は、同時には受けられません。

また、65歳未満の方が雇用保険の高年齢雇用継続給付金を受給した場合は、老齢厚生年金の支給額が調整されます。


雇用保険の失業給付(基本手当)との調整

ハローワークで**求職申込みを行った日の属する月の翌月から失業給付の受給期間が経過した日の属する月**(または所定給付日数を受け終わった日の属する月)まで「**特別支給の老齢厚生年金**」が**全額支給停止**されます。

※「特別支給の老齢厚生年金」を受給されている方が、**求職申込みを行った場合は、必ず年金事務所へ年金の支給停止届を提出していただく必要があります。**

※求職申込みを行った後で、基本手当を受けていない月がある場合、その月分についての年金はすぐに支給されず、3ヶ月程度後の支給となります。また、基本手当の受給期間経過後、年金の支払開始は3ヶ月程度後となります。

ご注意ください



Aさんの例

日額 5千円	日額 6千円
失業給付	年金

左図のように、年金の方が高額であった場合でも、求職申込みを行っている場合は、年金の支給停止届の提出が必要です。
年金の受給を希望される場合は、求職申込みは行わないでください。

●支給停止の基本的な仕組み(失業給付を受けられた場合のイメージ)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
失業給付	求職申込 ▼	基本手当受給				受給期間経過 ▼							
年金給付	支給	年金は全額支給停止					支給						
年金の支払月		4月分					10月、11月分		12月、1月分				

雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整

厚生年金に加入中の方で、「特別支給の老齢厚生年金」を受給中の方が雇用保険の高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金)を受けられるときは、在職による年金の支給停止に加え年金の一部が支給停止されます。

高年齢雇用継続給付により支給停止される年金額は、最高で賃金(標準報酬月額)の6%に当たる額です。

※「特別支給の老齢厚生年金」を受給されている方が、**高年齢雇用継続給付を受けられる場合は、必ず年金事務所へ年金の支給停止届を提出していただく必要があります。**

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0121

療養費 治療用装具 の申請について

治療のために医師の指示で、治療用装具・弾性着衣・小児治療用眼鏡を作成した時は、申請により購入代金から被保険者負担分を差し引いた額が療養費として支給されます。

※被保険者負担分は、医療費の負担割合と同じです。 ※弾性着衣・小児治療用眼鏡は支給上限額があります。

治療用装具

ケガ・手足や体幹の変形症などの治療のために購入した治療用装具が対象となります。

例 下肢装具・膝サポーター・コルセット



必要な書類

- 健康保険 被保険者・家族 療養費支給申請書
- 医師の「意見および装具装着証明書」(申請書裏面に証明を受けている場合は不要)
- 領収書原本(装具の名称・種類・内訳などが記載されたもの)
※領収書に装具の名称等が記載されていない場合は、記載のある請求書原本なども添付してください。

弾性着衣

ガン治療に伴う腋・骨盤内のリンパ切除手術後に発生する手足のリンパ浮腫治療のために購入した弾性着衣が対象となります。

例 弾性ストッキング・弾性スリーブ・弾性グローブ



必要な書類

- 健康保険 被保険者・家族 療養費支給申請書
- 医師の「弾性着衣等装着指示書」(申請書裏面に証明を受けている場合は不要)
- 領収書原本(弾性着衣の名称・種類・内訳などが記載されたもの)
※領収書に弾性着衣の名称等が記載されていない場合は、記載のある請求書原本なども添付してください。

小児治療用眼鏡

小児の弱視、斜視および先天白内障術後の屈折矯正の治療のために購入した眼鏡・コンタクトレンズなどが対象となります。

※9歳未満の小児が対象です。



必要な書類

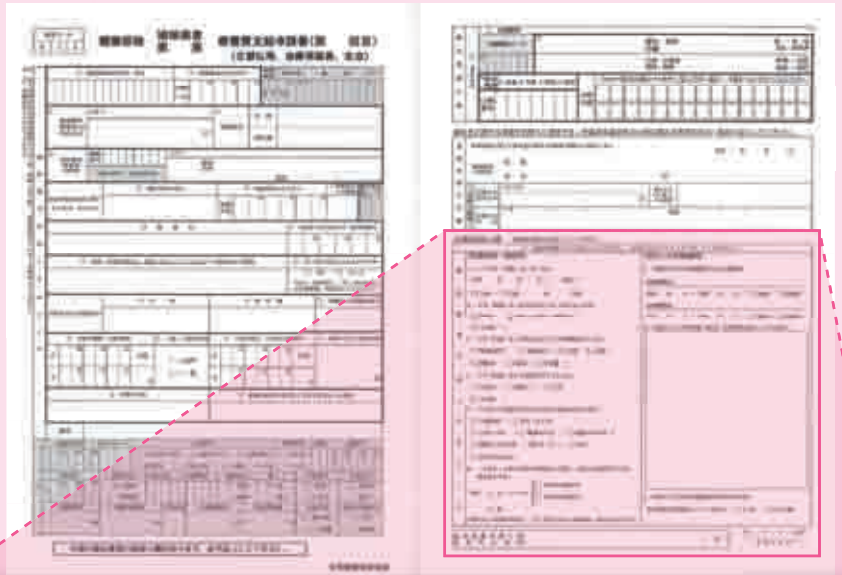
- 健康保険 被保険者・家族 療養費支給申請書
- 医師の「小児弱視等治療用眼鏡等作成指示書」
- 領収書原本



申請時の注意

(不備が多く見受けられる点)

- 申請書は必ずご提出ください。領収書などの添付書類のみご提出される場合があります。申請には『健康保険被保険者・家族療養費支給申請書』が必要です。
- 添付書類はすべて原本をご提出ください。添付書類に記載漏れがないか確認してください。
- 医師の証明書や領収書に記載漏れなどの不備がないか確認してください。不備があった場合は補正してもらった後にご提出ください。
- ケガの治療のために装具を作成した場合は、申請書の「負傷原因記入欄」を記入してください。



お知らせ

生活習慣病予防健診
実施機関が追加されました。
(平成25年7月1日～)

名称 医療法人社団 真仁会
諸隈病院
所在地 佐賀市水ヶ江2-6-22
電話番号 0952-22-5500
健診機関コード 4110111392

名称 関医院
所在地 唐津市船宮町2302-33
電話番号 0955-72-8265
健診機関コード 4110213164

メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索

申請書は
ホームページから
印刷できます

- 医療機関等を受診する際は、保険証をその都度必ず提示しましょう。
- 保険証は退職日の翌日以降使用できません。退職時はすみやかに事業所へご返却ください。



平成25年度 社会保険事務講習会のごあんない

『60歳以後の年金額』
 老齢基礎年金及び老齢厚生年金額や在職老齢年金と雇用保険との調整のしくみ等について学びます。

地区	平成25年	会場
佐賀	8月20日(火)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
武雄	8月21日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖	8月27日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津	8月28日(水)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)

講師 ● 社会保険労務士

『協会けんぽの健康保険』
 健康保険のしくみや給付、任意継続等に関する講習を行います。(主に限度額認定や高額療養費)

地区	平成25年	会場
佐賀	9月18日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
鳥栖	9月19日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津	9月24日(火)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
武雄	9月26日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)

講師 ● 全国健康保険協会佐賀支部職員

● 実施時間
 各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

● 募集定員
 佐賀・武雄 **50名**
 鳥栖・唐津 **30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

● 受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

● 実施時間
 各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

● 募集定員
 佐賀・武雄 **50名**
 鳥栖・唐津 **30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

● 受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

対象者 社会保険事務担当者の方

参加費 **会員事業所は無料** (但し、平成25年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

一般財団法人 佐賀県社会保険協会
 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377
 主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号	☎ おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望会場日時	『60歳以後の年金額』	『協会けんぽの健康保険』
	(佐賀・武雄・鳥栖・唐津) 会場 平成 年 月 日 ()	(佐賀・鳥栖・唐津・武雄) 会場 平成 年 月 日 ()
参加者氏名		
事業所名		
事業所所在地	〒 TEL:	
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。		

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

皆様の職場へ講師を派遣いたします!

佐賀県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康保持・増進のために「職場の健康づくり」をお手伝いします。また、従業員の方の年金に関する相談や退職前の方を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、退職後充実したシニアライフを過ごしていただくためのセミナー等を開催いたします。日時などは自由に設定できますので、皆様のスケジュールに合わせてご利用ください。

● 事業所内出張年金相談・セミナー

社会保険労務士などが皆さまの職場に出向いて、年金を中心とした社会保険制度の周知や退職後のライフプラン等についての講義及び相談などに応じます。

● 保健師による健康相談

保健師が直接、皆さまの職場までお伺いし、従業員の方々に健康相談を行います。生活習慣病の予防や個々人の健康について個別相談に応じます。



TEL(0952)26-3171 FAX(0952)26-3377

〈キリトリ線〉

講師派遣申込書

平成 年 月 日

整理番号	☎ おわかりになる範囲で結構です。		
事業所名			
事業所所在地	〒	電話番号	
		担当者名	
実施希望日時	平成 年 月 日()	時 分~	時 分
参加人数	男子 名	女子 名	計 名 平均年齢 歳
希望講義 (どちらか選択)	1. 年金相談・セミナー 2. 保健師による健康相談		
実施場所			
希望のテーマ内容			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事業以外の目的には使用いたしません。

実施場所につきましては、詳しい地図などございましたら申込書に添付してください。

平成25年9月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
1	2 延長相談 19時まで	3 鹿島市民会館 (予約)	4 多久市役所 (予約)	5	6 伊万里市役所 (予約)	7
8	9 延長相談 19時まで	10 基山町役場 (予約)	11 有田町役場 東庁舎 (予約)	12	13 伊万里市役所 (予約)	14 年金事務所 休日相談日 (完全予約)
15	16	17 鹿島市民会館(予約) 年金事務所 延長相談 19時まで	18 多久市役所 (予約)	19	20 伊万里市役所 (予約)	21
22	23	24 基山町役場(予約) 年金事務所 延長相談 19時まで	25 有田町役場 本庁舎 (予約)	26	27 伊万里市役所 (予約)	28
29	30 延長相談 19時まで					

出張相談 完全予約制		
出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	10:00～15:00	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00～15:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所では予約による年金相談を受けております。
※希望される日の前日までにお申ください。

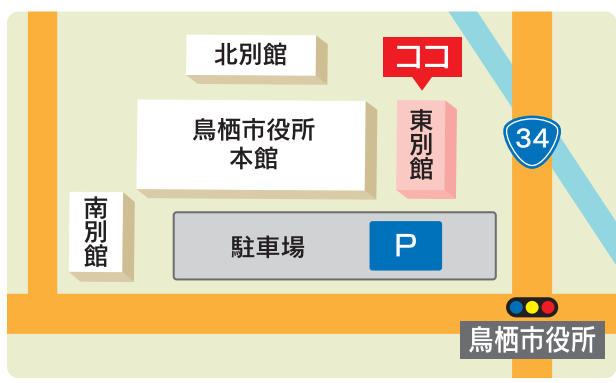
予約申込先

- 佐賀年金事務所……………☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所……………☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所……………☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00
年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

街角の年金相談センター 鳥栖(オフィス)をぜひご利用ください



相談日時をご予約
いただけます!

予約専用電話番号
☎0942-50-8151

日本年金機構は、年金相談のお客様ニーズに応えるため、「街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)」を鳥栖市役所東別館1階に開設しております。

同センターでは社会保険労務士等が年金事務所と同様に、国民年金や厚生年金保険の受給に関するご相談や手続きを無料で行いますので、是非ご利用ください。

また、お客様をお待たせすることが無いように、相談は原則予約制となっております。

- 場所** 鳥栖市役所東別館1階
- 時間** 平日の午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。
平成25年8月分保険料の納付期限は**平成25年9月30日(月)**です。

※平成25年8月分の社会保険料計算に係る届書は**9月6日(金)**までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成25年8月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。